

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和3年8月5日

今治市監査委員 木原盛展
同 羽藤謙司

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
上下水道部 水道課 (旧簡易水道課分)	令和3年6月10日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 過料及び占用料の請求事務において、納入通知書に日付がなく、発行日が確認できないものが見受けられた。発行日は納期限の設定にも影響するので、適正に事務処理されたい。 2 使用料の請求事務において、決裁権者に決裁を受けず相手方に通知していたので、適正に事務処理されたい。 3 週休日に勤務した場合の振替取得や届出ができていないものが見受けられたので、人事課発出の文書に沿った適切な事務処理をされたい。 	
<p>(措置の内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 今治市給水条例第35条に基づく過料の請求、及び電柱占用料等の請求事務において、担当者が納入通知書を作成後、発行日・納期限を記載した納入通知書を複数名で確認した後、発送するよう改めました。 2 雑用水道使用料の請求事務において、調定書に決裁印の押印もれがありました。納入通知書発送に当たっては、調定書の押印を確認後、発送するよう改めました。 3 関前住民サービス課職員が週休日に勤務した際の振替届けが作成されておらず、振替取得もなされておりませんでした。人事課通知文書「勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から8週間後の日までの期間で振替休日を取得する」に沿って事務を執行するよう指導いたしました。 	